

第72回 大磯町下水道運営審議会議事録

日 時 令和8年2月6日（金）午前 10 時 00 分～午前 11 時 50 分

場 所 大磯町保健センター 1階保健指導室

出席者 委員)大田委員(会長)、二宮委員(副会長)、平塚委員、渡部委員、古川委員、高橋委員、小林委員、石井委員、富沢委員、野崎委員 以上 10名
事務局)小瀬村都市建設部長、露木河川・下水道課長、杉山係長、奥津主任主事(傍聴者) 0名

○ 都市建設部長あいさつ

○ 会長あいさつ

○ 議事

事務局

「大磯町下水道運営審議会規則第6条第2項」の規定により、会議開催の定数に達しておりますので、このまま会議を開催させていただきます。

本日の審議会の議事としましては、(1)「公共下水道使用料の改定について」、(2)「経営戦略改訂のスケジュールについて」でございます。

なお、審議会につきましては、議事録を作成するために録音をさせていただきますので、ご承知をお願いいたします。

それでは、大磯町下水道運営審議会規則により、会長が議長を務めることになっておりますので、大田会長、審議会の公開についての確認と会議の進行について、よろしく願いいたします。

議 長

それでは、まず、議事に入ります前に、会議の公開について、委員の皆様のご意見をお諮りしたいと思います。

本日の議事は、「公共下水道使用料の改定について」と、「経営戦略改訂のスケジュールについて」となっております。

個人情報に係るものではないため、会議を非公開とすべき事項ではないものと考えられますが、委員の皆様どうでしょうか。

委員了承

議 長

それでは、委員の皆様から承認されましたので、本日の会議は公開といたします。事務局に、伺います。本日傍聴希望者はいられますか。

事務局

いらっしゃいません。

議 長

傍聴人がいないということなので、引き続き、議事に入らせていただきます。議事に入るにあたり、資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局

資料について確認

議長

それでは、本日の議事であります（１）「公共下水道使用料の改定について」事務局より説明してください。

事務局

それでは、資料に従いまして、議事（１）「公共下水道使用料の改定について」ご説明いたします。

冒頭に簡単に前回の内容に触れたいと思います。

前回の審議会では、経営戦略の改訂作業の中で行った財政シミュレーションの結果から、使用料改定の必要性について検証いたしました。

その結果、記載のような点について、確認いたしました。

まず１点目が、現行の使用料のまま改定を行わなかった場合、現状と同様の年間５億円の一般会計からの繰入金が継続した場合でも、現金預金が令和１６年度で不足するというお話をいたしました。

こちらの資料には、「令和１４年度で現金が不足」と記載しておりますが、これは、大磯町が加入している相模川流域下水道の下水道処理に対する負担金の予測について、最新の情報により再計算を行ったところ、前回資料に記載の令和１６年度の現金不足から、２年早まり、令和１４年度に現金が不足するという結果がでており、経営状況としてはさらに厳しくなることがわかったことから、今回の資料から訂正しております。

２点目、令和４年度までの使用料改定検討の主な判断指標としてきた「経費回収率」については、数年後に現金が不足する、つまり経営が破綻するという現在の状況を考えますと、今後の使用料検討の指標としては、不十分な指標となってしまう可能性が高いといえます。

３点目、使用料収入が不足する分については、一般会計からの繰入金が必要となりますが、不足する額を繰入金に頼ることを前提にすることは、下水道事業の「独立採算制」にも適さず、繰入金を現状よりも増額することなく、経営が継続できることを目指し、改定率を検討する必要があります。

４点目、今回の改定検討による使用料改定の実施時期は、令和９年４月を予定しています。

続いて、今後、改定を検討するにあたり、どのようなステップで検討していくかという点についても触れました。

「①目標とする金額、または改定幅を設定」では、前回と今回の審議会で審議することを目安にしております。①で決定した改定額を達成するために、「②どのような改定方法や階層ごとの改定率で実施するか検討」では、次回審議会とその次の審議会において、料金体系の検討や、どの料金階層にどのような改定率を設定するか、などを検討することとなります。

そして、「③改定案の完成」です。

このようなフローを進めていくこととなっておりますが、本日の審議会においては、複数の改定率のシミュレーションをお示しし、検討をしていくということとなっております。

ここから、具体的な検討に入ります。今回、複数のシミュレーションを作成するにあたり、条件を設定し試算しております。

まず、シミュレーション期間は、令和８年度から令和２７年度までの２０年間とします。

次に、使用料改定を行う時期は、令和９年度以降、４年に１度設けることとしました。また、一般会計からの繰入金は、現状と同等の毎年５億円を基準とします。

現金預金残高と補てん財源次期繰越額の水準は、現状を維持できることを目標とします。

これらの条件をもとに、パターン１から８の試算を行いました。

パターン１は、経費回収率が常に１００％となることを目標としたケース、パターン２は、令和９年度以降、改定時期ごとに８％ずつ改定するケース、パターン３は、改定時期ごとに

10%ずつ改定するケース、パターン4は、改定期ごとに15%ずつ改定するケース、パターン5は、改定期ごとに20%ずつ改定するケース、パターン6は、汚水維持管理費と汚水資本費の50%相当の額を使用料で賄うことを目標としたケース、パターン7は、補てん財源次期繰越額が、現在の使用料収入1年分に相当する、3億円を割り込まないことを目標としたケース、パターン8は、補てん財源次期繰越額が10年後の令和17年度において、その時の使用料収入1年分である、約6億円に達することを目標としたケースです。また、参考資料のパターン0として、現行の使用料から改定を行わなかった場合の試算も掲載しております。

各パターンの試算結果についてみていきたいと思えます。

まず、パターン1「経費回収率が常に100%となることを目標としたケース」です。令和6年度で96.1%であった経費回収率が、令和9年度以降、100%を達成しつづけることを目標にしたケースです。改定率は黄色で着色している部分に記載しており、令和9年度に2.53%の改定を行い、経費回収率は青色で着色しているところから100%になります。

使用料収入は微増しますが、令和11年度にピンクで着色してあります部分のとおり、補てん財源次期繰越額が不足することとなり、令和15年度には現金残高もマイナスとなります。

続いて、パターン2です。令和9年度以降、4年に1度の改定期ごとに、8%の改定を行うパターンです。この場合、令和12年度に補てん財源の次期繰越額が不足し、現金預金残高のマイナスは、令和17年度まで引き延ばすことができますが、今後10年以内に経営破綻してしまうという結果になります。

続いて、パターン3です。令和9年度以降、改定期ごとに10%ずつ改定していくパターンです。補てん財源次期繰越額は、令和13年度に不足し、現金預金残高は令和18年度でマイナスとなります。

続いてパターン4です。令和9年度以降、改定期ごとに15%ずつ改定するパターンです。補てん財源次期繰越額は、令和16年度に不足となり、現金預金は令和27年度まで不足となることはありませんでした。しかし、残高の金額をしてみると、令和24年度には1億円を割り込むなど、かなり厳しい財政状況になることがわかります。

次に、パターン5です。令和9年度以降、改定期ごとに20%ずつ改定するパターンです。補てん財源次期繰越額、現金預金残高、ともにシミュレーション期間中一度もマイナスになることはありませんでした。しかし、シミュレーション期間の最終の令和27年度では、現金預金残高が約15億7千万円と、かなり多額の残高まで達することがわかります。

次は、パターン6です。こちらは、一律の改定率を設定する方式ではなく、各年度の汚水維持管理費と、各年度の汚水資本費50%に相当する金額を、使用料収入で賄うことを目標に設定したパターンです。現状、汚水維持管理費と汚水資本費50%に相当する額は、一般会計からの繰入金を含めて賄っておりますので、令和9年度の時点で、34.9%の改定率を設定する必要があります。

その後は、4年に1度、目標額を賄えるよう改定率を計算していく形となっており、令和13年度の改定率は11.1%、令和17年度は10.6%、令和21年度は6.3%、令和25年度は、4.5%となっております。このパターンですと、補てん財源次期繰越額、現金預金残高ともに、良好な水準を保つことができるとなりますが、令和9年度の改定率がかなり高いものとなってしまいます。

次は、パターン7です。補てん財源次期繰越額が現状の使用料収入1年分相当である、約3億円を割り込まないことを目標としたパターンです。令和9年度は35%、その後は、改定率が上下しますが、高い時ですと、令和17年度は21%の上昇となります。補てん財源次期繰越額の目標値を約3億円と設定しますと、現金預金残高の水準も、約10年間現状と同水準を保持することができますが、一方で、シミュレーション期間の最終年度の令和27年度をしてみると、約10億円と、かなり高水準となることがわかります。

次にパターン8です。補てん財源次期繰越額を令和17年度において、その時の使用料収入1年分に相当する、約6億円を確保することを目標としたパターンです。令和9年度に

30%、令和 13 年度に 25%の改定を行い、かなり高い水準の使用料となります。その結果、令和 17 年度には補てん財源次期繰越額は 6 億 2 千万、現金預金残高も 9 億 8 千万に達しますが、かなり高い改定率での改定をすることとなります。

最後は、参考資料としてのパターン 0 です。現行の使用料から改定しないケースで、各パターンとの比較等にご使用いただければと思います。

ここからは、パターン 1～8 を比較したグラフです。

初めに、現金預金残高の推移を比較したものです。使用料改定率が 10%以下であるパターン 0～3 は、現金不足となり、早々に経営破綻してしまいます。

改定率 15%のパターン 4 は、マイナスにはならないものの、かなり低い水準で推移し、だんだんと現金が減っていていることがわかります。

一方、改定率 20%を継続する、パターン 5 は、途中までは良好であるものの、試算期間の最終では、約 15 億円にまで残高が上昇し、必要以上の改定をしている可能性があるといえます。

続いてのグラフは、補てん財源次期繰越額のパターン別の推移を比較したものです。

現金預金残高とほぼ同様の推移をしておりますが、改定率 15%を続けるパターン 4 については、先ほどの現金預金残高は不足しなかったものの、この補てん財源次期繰越額は不足が生じてしまい、改定率としては、足りないものであるといえます。

次のグラフは、各パターンの流動比率を比較したものです。

流動比率とは、短期的（1 年間）の債務に対する支払い能力を表す指標で、100%以上の場合は、1 年以内に支払うべき債務に対して、支払うことが可能であることを示しています。

パターン 4 は、現金預金残高のグラフでは、マイナスになることがなく、良好なように見えますが、流動比率で見ると、27%まで落ち込んでいることがわかります。

ここまで、パターン 0 から 8 までのシミュレーションを簡単にみていただきましたが、各パターンごとの評価についてまとめますと、左のパターン 0 から改定率 15%を続けるパターン 4 までについては、補てん財源次期繰越額と現金預金残高の両方、もしくはいずれかが不足となり、経営戦略の計画期間である 10 年間においても経営状況を保つことができる改定率ではないことがわかりました。

改定率 20%を続けるパターン 5 からパターン 8 については、経営状況で見ますと条件としてはすべてを満たすことができるものとなっております。

しかし、例えばパターン 5 は、10 年後以降経営状況はかなり良好なものといえる数値となりますが、高い改定率を続けることとなり、使用者の負担が高い可能性があります。

また、パターン 6、7、8 については、経営戦略の計画期間である、令和 17 年度時点も、シミュレーション期間とした令和 27 年度時点も良好な経営といえますが、いずれも、令和 9 年度の改定率が大きく、使用者に与える影響が大きすぎる可能性があります。

これらの結果から、パターン 5 から 8 を元に、経営状況が現状の水準を維持できる程度の改定率に調整した、パターン A～パターン C-2 の 4 パターンについて、検討いただきたいと思えます。

ここでパターン 1～8 までの結果を受けて、パターン A～C-2 について検討するにあたり、改めて確認しておきたい点を挙げさせていただきます。

まず 1 点目は、改定パターンを比較する際に、中長期的に「経営が継続できる」ということは、大前提の目標である一方、理想的な経営状況となるような高い目標を目指した場合、それに比例して高い改定率を実施せざるを得なくなります。

2 点目、現状の当町の使用料単価は、前回審議会で確認したとおり、令和 5 年度末時点では、近隣自治体の中で上から 2 番目に高いものとなっており、高水準といえます。そのことを踏まえ、使用者に過度の負担を求めて、理想的な経営を目指すことは、使用者の理解を得ることが難しいと予想されます。

したがって、現在の経営水準を維持できるような改定率を検討するのが妥当であると思われる。

現在の経営水準を維持できているかどうか、を判断する指標として、「現金預金残高」を考えてみますと、現金預金残高をいくら確保しておくことができれば、経営の現状維持ができていくといえるのか判断が難しいといえます。

そのため、「現在の経営水準」を維持できる改定率であるかを検討する指標を新たに加える必要がるのではないかと考えました。

現金預金残高がいくらあればよいか、を判断する基準として、有効な指標に「流動比率」があります。今回のパターン検討の指標に、流動比率を加えたいと考えております。

流動比率とは、一般企業などの会計の評価にも用いられる指標の一つですが、資料に記載しておりますように、「短期的な債務に対する支払い能力を表す指標」です。流動比率が100%以上の場合であれば、1年以内に支払うべき債務に対して、支払う能力があると判断されます。

なぜ、現金預金残高の金額からは、支払う能力があると判断できないのか？という点ですが、現金預金残高は、毎年、期末残高である、3/31日時点の金額となります。

この、現金預金残高の中には、翌年度の4月以降に支払わなければならない当年度の費用、いわゆる未払金も含まれており、本来、手元に残らない現金も計上していることとなります。その場合、3/31時点の現金残高が、本来の支払い能力までを表すことができないため、金額の多寡では判断することが難しいということになります。

一方流動比率では、これから短期的に支払わなければならない未払金を反映した現金預金の比率を表しておりますので、経営状況の一面である、支払い能力が判断できることとなります。

使用料収入が不足し、これまでの現金預金を目減りさせてしまっている場合、流動比率が下がっていくこととなりますので、経営状況が維持できているかを可視化することができると考えております。

次に、流動比率が何%であることを目標とすればよいか、という点です。

流動比率は100%以上であれば、支払うべき債務に対して充足しているということとなります。したがって、本来目指すべき数値は、100%以上です。

右の表をみていただきますと、青い棒が大磯町の過去4年間の流動比率を表しています。赤い折れ線が、全国の類似団体の平均値です。当町は、企業会計適用直後の令和2年度を除いた、令和3年度から令和6年度の平均流動比率が約75%となっております。

一般企業では、100%を切る流動比率は危険信号で、150%以上あることが望ましいとも言われます。

当町は、約75%、類似団体の全国平均も約64%と、100%には達しておりません。また、県内の近隣市町の流動比率の状況についても見てみますと、100%を超えた良好な数値の市町がいくつかあるものの、大半が100%に達しておりません。全国平均をみましても、78.43%となっております。

したがって、本来は100%以上を目指すべきところではありますが、近年の当町の流動比率や、近隣市町、類似団体状況を鑑みますと、現在の状況を維持するような水準である流動比率は、70%程度と考え、次のスライドから見てまいります、パターンAからパターンC-2について、流動比率7割程度とすることをシミュレーションの条件に加え、試算をしております。

改定パターンとして設定した4パターンは、パターンAが、R9年度、R13年度に20%の改定を行い、その後は、流動比率が70%程度を確保できる中で、可能な限り改定率を抑えるケースです。

パターンBは、R9年度以降、4年に一度改定時期を設定し、流動比率が70%程度を確保できる中で、可能な限り改定率を抑えるケースです。

パターンCについては、2パターン試算しました。

C-1は、R9年度に15%、R13年度に20%の改定を行い、その後は、流動比率が70%程度を確保できる中で、可能な限り改定率を抑えるケースです。

C-2は、R9年度に15%、R13年度に20%の改定を行い、その後は、R27年度ま

で、流動比率 70%程度を確保できる改定率を設定するケースです。

パターン別に見てまいります。

まず、パターン A は、R9 年度と令和 13 年度にそれぞれ 20%の改定を行います。流動比率は、令和 12 年度に約 60%まで下がりますが、令和 13 年度の改定後ある程度回復し、令和 17 年度には、14%の改定をすることで、それ以降 70%程度を保つことができる試算となりました。

補てん財源次期繰越額については、令和 13 年度以降は、使用料収入 1 年分程度の額を保つことができ、こちらも良好なものといえます。

続いてパターン B は、令和 9 年度以降、4 年に 1 度改定を行うこととし、改定率は流動比率が 70%程度を維持できる水準のものとした場合の改定です。令和 9 年度に 28%の改定を行うことで、次回改定検討を行う令和 12 年度まで 70%以上を保つことができます。令和 13 年度には 9%、令和 17 年度には 16%と、最初の改定率ほど大きな改定は行う必要なく、20 年間経営できるという試算になりました。

続いてパターン C-1 です。令和 9 年度に 15%、令和 13 年度に 20%の改定を行い、その後は流動比率が 70%程度を維持できる程度の改定率とするパターンです。パターン A に比べ、直近の改定率のインパクトを下げる形のパターンとなっておりますが、この場合、令和 12 年度に流動比率が 52%にまで落ちることとなります。その後、令和 17 年度に 28%の改定を行うことで、令和 19 年度には流動比率が 70%以上となるまで回復します。令和 9 年度の改定率を若干抑えていることから、令和 17 年度の改定幅が大きくなることが予想されるという結果となっております。

最後に、パターン C-2 です。こちらも、C-1 と同様に令和 9 年度に 15%、令和 13 年度に 20%の改定を行います。C-1 と異なるのは、令和 17 年度以降の改定幅です。

C-1 が令和 17 年度の改定によって、令和 19 年度までに流動比率を 70%程度まで回復させるものであったのに対し、C-2 は、令和 17 年度から 27 年度までの約 10 年間で緩やかに流動比率が 70%程度に達するような改定率を設定しているというものです。

令和 12 年度に 52%になった流動比率を、70%程度にまで回復させる目標時期の置き方の違いにより、改定率にも違いが生じております。

令和 17 年度の改定率は、C-1 が 28%なのに対し、20%となっております。しかし、令和 21 年度の改定率は、C-1 が 4%なのに対し、15%となります。C-2 は、C-1 に比べ、目標の設定を先の時期に置くという、緩やかなものにしたことにより、20 年間の改定率も平準化されているパターンとなっております。

ここからは、4 パターンの各項目の推移をグラフにしたものです。

まず、現金預金残高の推移です。令和 9 年度に 28%の改定を行うパターン B 以外は、いったん現金預金残高が 1 億円以上下がることとなります。一方、パターン A は、シミュレーション期間の最後には、最も現金預金残高が高いものとなります。

次は、補てん財源次期繰越額推移のグラフです。パターン C-1 と C-2 は、令和 9 年度の改定率を抑えたことが影響し、マイナスにはならないものの、令和 16 年度にはかなり低い水準になっていきます。しかし、その後のコンスタントな改定により、令和 27 年度には、他のパターンとほぼ同水準まで回復することがわかります。

続いて、流動比率推移のグラフです。パターン C-1、C-2 については、令和 12 年度から令和 16 年度の間は 50%台まで下がります。その後、C-1 は、令和 17 年度に 28%の改定をすることで、パターン A や B と同等の水準に回復します。C-2 については、令和 27 年度までに緩やかに回復し、他のパターンとほぼ同水準になることがわかります。

ここで、各パターンの改定率を実施した場合、具体的な使用料金にあてはめるとどの程度の金額になるか、を表したグラフです。

下水道使用料の徴収は、2 か月に 1 度となっているため、2 か月分の、一般的な家庭の使用水量と言われる 40 m³にあてはめた場合の、各パターンの比較をしたものです。

各パターンの改定率を、単純に現行の 40 m³の使用料に掛けたものとなっておりますので、今後、実際に各使用料階層に決定するものとは異なる、イメージの金額としてご参照くださ

い。

現行使用料では、使用水量が 40 m³ですと、税込みで 5,374 円となります。それに対し、パターンAは、令和9年度の 20%改定により、1,075 円の上昇、令和 13 年度の改定により、さらに 1,290 円の上昇となっております。

パターンBは、令和9年度の改定率が 28%と大きいため、1,505 円の上昇となります。パターンC-1、C-2 はともに、令和9年度は 15%に改定率を抑えているため、806 円の上昇ですが、この2パターンで大きな差が生じるのは、令和 17 年度です。令和 13 年度改定からの上昇幅が、C-1 は 2,077 円なのに対し、C-2 は 1,483 円の上り幅となります。

ここで、参考資料として、他自治体の近年の使用料改定の動向を見てみたいと思います。

県内の各自治体が、既の実施している使用料改定の情報や、経営戦略等で公表している今後の改定の見通しなどをまとめたものです。左側に自治体名があり、令和5年度から令和17年度までの動向について、現在公表されている情報の中でつかめる範囲のものを表記しております。また、大磯町は仮の数値としてパターン A を記載しております。

クリーム色になっている、令和5年度から令和7年度まで数値は、すでに実施された使用料改定の改定率です。緑色になっているのは、すでに改定を公表しているものです。

青色は、改定率は決まっておりますが、経営戦略等の中で、この時期に改定することを想定していると公表されているものです。

令和5年度から令和7年度の間 12 市町が使用料改定を実施しております。また、令和8年度の使用料改定を、既に6市町が決定しております。

各改定率については、5~40%と様々ではありますが、1度きりの改定で終わりとせず、数年に1度のペースで、10~20%の改定率を設定している自治体が見受けられます。

資料の説明は以上です。

議 長

ただいま、事務局から「公共下水道使用料の改定について」の説明がありました。この内容について、ご質問等があればお願いします。

委 員

各パターンの、改定のタイミングと流動比率 70%を確保できているかどうかの判断の時期はどうなっているか。

事務局

すべてのパターンにおいて、改定の年度は同じで令和9年度から4年に1度設定をしている。流動比率の判断については、パターンBは、算定期間中すべての年度で70%を割り込まない改定率を設定している。それ以外のパターンは、令和9年度、13年度の改定率をそれぞれ固定しているので、70%を割り込んでしまっている時期がある。

委 員

パターンBは、常に70%を割り込まない改定率であるということでもわかりやすいが、そのほかのパターンの場合、70%を割り込んでしまっているが、なぜ15%なのか、20%なのか、ということが説明しづらいのではないかと感じた。

事務局

パターンA~C-2を作成したもとの発想が、パターン1~8を作成した際に、20%の改定を継続するような、高い改定率で推移するものは、理想的な経営ができるものの、使用者への負担が重いのではないかと、という結果になった。一方、15%未満の改定率のものは、どこかで経営が破綻してしまうというような結果になり、現実的な数値を見つけることができなかったため、パターンAからC-2を作成した。

直近の令和9年度、13年度の改定率を15%、20%あたりとするのが、ある程度現実的

な数値であると思われるため、まずは、その改定率を置いたうえで、その後の期間を試算しながら、経営状況が悪くならない水準を探す、という作業をした結果である。

確かに、わかりやすい改定率の根拠ではないため、根拠について検討する必要がある。

委員

これは、20年かけて健全化を目指す長期的なプランだと思う。短期的に健全化を目指すにはもっと高水準の改定が必要になると思うので、そのような意味での落としどころが15%や20%なのではないかと感じた。

委員

流動比率70%という目標がありつつ、パターンB以外は目標を達成するのが、後年度であるというパターンを見ると、やはり目標をどう捉えればよいのかな、と思うところはある。

また、20年というスパンは改定率を決定するには長いように感じる。社会情勢がどうなるかわからないところであるため、今回の私たちが検討するのは、今後5～10年のスパンで考えるというのが妥当なのではないかと感じた。

委員

目標に加えた流動比率70%は、何か根拠としていえることはあるか。

事務局

現金残高の水準を、金額の多寡からは評価することができないということから、今回流動比率を目標数値に加えた。

現在と同等くらいの流動比率が保てていれば、現金預金を目減りさせてしまっているわけではないということがわかると考えている。

パターンの中には、一時的に流動比率が50%程度まで下がってしまうものがあるが、それは、現状よりも支払い能力が下がってしまっているということがわかる。本来100%以上であることが望ましい数値であるが、一般企業と公営企業の異なる点として、利益を出すことが直接的な目標ではない、公営企業の立場や近隣の状況を見ると、まずは、現状よりも経営状況を悪くしない、という観点が必要であると考え、流動比率が現状等ほぼ同等の70%を維持する、という目標を設定した。

委員

おそらく、流動比率70%程度というのは現在の現実的な落としどころだと考えられる。また、20年間というスパンは確かに長いですが、逆に20年という長期で考えなければ、経営の健全化に達することが難しいと思われる。

事務局

今回の審議で、20年間の見通しを持ったうえで、例えば、このパターンで改定するということを決めた場合にも、今後、今回決定した改定率がその時時点で適合しているかどうか、ということについては、その時に改めて審議会でご審議いただく必要があると思う。

委員

観点としては、事業の継続性と、利用者負担を過度にしないということ、そして大磯町を魅力ある町にするということを考えると、事務局としてはどのパターンはどうか。

事務局

事務局としては、前回までの審議会では検討指標として経費回収率を用いていた状況の中で、今回、経営戦略の改訂作業を進め、町の企業会計が始まって以来、初めて、現実的に即した形での財政シミュレーションを行った結果、これまでの使用料検討の指標は使うことがで

きない状況であることが分かった。それをどのように説明をしていけば、ご理解いただけるか苦慮した結果が今回の検討パターンとなっている。

町の使用料単価は県内でもトップレベルであるという現状であるが、各自治体で状況が異なる中、単価だけでは比較することができないものであり、町の現在の経営状況を維持していくという目標を全面に出していくということが必要と思っている。

令和9年度の改定を行い、令和13年度に改定を行うまでは、現状を維持できるように考えた中で、今回、流動比率を指標に加えることを提案した。

流動比率は100%以上であることが望まれるものではあるが、まずは現状の70%程度を維持できるものを目指すとすることでパターンを作った。その中でも、パターンC-2は、4パターンの中でも、最も目標達成の時期を後ろに置いた、長期スパンのパターンといえる。事務局としても、どのパターンがよいかということは申し上げにくいですが、いずれのパターンであっても、経営状況を悪化させることなく、近隣と比較しても悪くないような目標設定になっていると考えている。

委員

最も使用者にとって負担が少ないのは、パターンC-2ということだと思う。

委員

流動比率の計算に入っているのは、ほぼ現金ということか。

事務局

ほぼ現金である。未収金、未払金を加味した流動資産で計算している。

委員

流動比率70%を掲げた場合、70%を下回らないという目標がクリアできるのはパターンBだけになり、流動比率が目標を下回るパターンA、Cは説明が難しくなるのではないか。

事務局

流動比率70%の目標を達成し続けるパターンBは理想的な推移をしているものであるといえるが、使用者の負担ということを考えたとき、令和9年度、13年度のインパクトを上げすぎずに改定し、その後、令和17年度までに流動比率を70%まで回復させるパターンと、令和27年度までに流動比率を70%まで回復させるパターン、という試算になっている。

今後説明をする際にも、流動比率70%達成の時期をどこに置くのかを、使用者の負担感との兼ね合いを鑑みているという説明をしていきたいと思っている。

事務局

前回までの検討では、現金預金残高や補てん財源がマイナスにならないことが最低限と考えていたが、流動比率が70%となることを目指して改定していくことで、現金預金残高や補てん財源の金額の増減はあるものの、そこまで悪い経営状況に落ち込むことはない、という状況が作れると思っている。

改定率の大小は使用者に直結するものなので、7割を意識しつつ、使用者のことを考えるということでパターンAとCを作らせていただいた。

委員

流動比率70%の根拠は、改定指標としてあるわけではないので、それを達成するために、令和9年度大幅な改定を行うというパターンBは、根拠が薄いだけにかえって難しいともいえる。

委員

町の立場からすると、物価高騰の影響で、一般会計は国が示している6～7%の上昇率を見ており、物価高の影響が大きい。9年度以降、さらにどうなるかわからない。

下水道事業も支出の金額のベースが今以上に上昇するというリスクがあるのではないかと。

シミュレーションが今後どのような変化をするかわからないが、使用者負担に配慮することも必要だと思うが、慎重に考えるべきだと思う。

委員

過去に2回審議している中で、パターンBはこれまでの審議会の経過の中では示されていない方向性のものである。これまでの審議を踏まえると、この段階からパターンBにするということは支持できず、パターン5が良いのではないかと考えている。パターン5がある上で、パターンAはさらに配慮がされていてよいシミュレーションだと感じている。

委員

最初に低い改定率を出しておいて、その後やはり足りなかったため改定率を上げるという結果になると、信頼を失う危険性もあるように感じる。

委員

パターンBは令和9年度に大きく上げて、その後は低い水準を示しており、期待値を上げてしまうように思う。今後の状況でこのような低い改定率にならないこともあり得ることを考えると、現状パターンAはぶれが少なく、今後どのような形に動いていくことになっても説明しやすいのではないかと考える。流動比率が70%を割り込む時期もあるが、その目標も、根拠というよりも目安として持っておいて、今後の社会情勢を見極めて検討していくということがよいのではないかと考える。

委員

流動比率70%を目標として設定している自治体は他にはあるか。

事務局

流動比率を目標に入れるというのはあまりないが、70%程度という水準はこれまでの状況などを考えると妥当かとは思っている。

委員

流動比率70%は、水準として適切なものか。

事務局

適切かどうかは、その自治体によるところもある。企業債の元金償還がどのくらい残っているかということでも左右されると思う。

委員

このような計画を立てる際の平均的な期間はどのくらいか。

事務局

経営戦略などは、20年間の見通しを持ちながら、計画期間を10年間とすることとなっている。今回のように料金を決める時は5年、10年を見て決めることになるが、その際にも20年程度の見通しを持った上で5年、10年を見ながら具体的な料金を考えるということになる。

委員

流動比率 70%を目標値とすることについては、説明の仕方が難しい部分がある可能性があるので、理解を得られるように説明を進めていく必要があると思う。

委員

ここにはない他のプランとして、例えば、令和9年度から令和17年度までの改定率を20%にしておいて、その後は可能な限り改定率を抑えるというケースを作るのはどうか。早い段階で低い改定率を設定しておいて、後からやはり足りなかったのでは上げるというよりも、コンスタントに上げていく目標を立てておいた方が、利用者にとってもわかりやすいのではないかと。

議長

ただいまご提案いただいた案をパターンC-3としたいと思います。

委員

ここで決まったパターンは、今後20年間踏襲することになるということか。

事務局

ここで決めたシミュレーションが決定ということではなく、今回決定するのは、令和9年度の改定率の部分であるが、令和9年度の改定率を決めるにも、20年間の見通しを持った上で、20年後まで経営状況がこのように保つことができると試算できるので、令和9年度はこの改定率とする、という考え方である。今後、改定時期には再度検証を行って、試算との乖離がないか検証した上で、その時の改定率を決めていくということになると考えている。

委員

今回、繰入金5億円を基準としているが、それは問題ないか。基本的には繰入金は少ない方がよいものであると思うが、どのような状況か。

委員

一般会計からの繰入金の基準額を5億円とされているが、毎年確実に5億円繰入れできるということは難しい。今後の社会情勢などを見ながら、一般会計と下水道事業を擦り合わせながら考えていくことになる。

ただ、過去数年間において、約5億円規模の繰入金を毎年計上しており、それは一つの目安の金額となり、一般会計としても意識する数字ではあると思うが、今後も継続的にその規模の金額を繰り入れられるか、ということは、毎年度一般会計と下水道事業会計の間で協議していくこととなる。

議長

それでは、ここまでの議論で新たにパターンC-3という案ができました。C-3は、令和9年度は20%、令和13年度は20%、令和17年度は20%、令和21年度は15%、令和25年度は7%という改定率のパターンです。

不確実性の高い社会情勢の中で、なるべく早期に内部留保を厚くし、将来にも備えるという意味合いのあるパターンになると思います。

事務局

パターンC-3は、令和17年度まで改定率が20%を続けるということなので、パターン5の状況が令和20年度まで続き、その後の改定率は、流動比率の目標をどこに置くのかということも考えながら改めて検討するということになるかと思えます。

委員

令和17年度以降については、社会情勢や一般会計との関係もあると思うので、繰入金の基準としている5億円についても、もっと減らせる可能性もある。そこはあまり固定化させず検討するという事に留めておくということではないか。

委員

先ほどお話にもあったように、料金の検討のスパンは5年、10年くらいのものであるので、それ以降、つまり令和17年度の改定率については2通り併記するという事でもよいと思う。令和17年度以降の改定率は、その時点で試算をして、流動比率70%を意識して下げるのか、もう少し内部留保を厚くするために高いままにするのか、ということを選ぶということの記載でもよいのではないかと思う。

議長

パターンC-3を含めた5パターンで挙手をお願いします。
(挙手により採決)

議長

満場一致で、パターンC-3となりました。

事務局

パターンC-3のシミュレーション結果を改めて作成いたします。

議長

次回以降の審議会では、今回決定したこの改定パターンに対して、どのような審議を予定していますか。

事務局

今回の改定率について令和9年度について、20%改定という結論を出していただきましたので、次回は20%改定を実現するための料金表の作成を行うという作業になります。

現在の料金体系は条例策定当初から体系が変わっていないものとなっていますので、現状に合わせて効果的に料金を徴収できる形についても検討していきたいと考えています。

議長

次回審議会では、今回の改定パターンを実現する料金体系について議論することとした。引き続き、皆様よろしく願いいたします。

それでは、続いて議題2「経営戦略改訂のスケジュールについて」に入りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議事(2)「経営戦略改訂のスケジュールについて」ご説明させていただきますと思います。

前回12月17日に実施しました、第71回下水道運営審議会において、経営戦略で行った財政シミュレーションの結果をご報告させていただき、使用料改定の算定にも活用しているところです。

現在、昨年12月以降、「大磯町公共下水道事業経営戦略(令和8年度～令和17年度)【素案】」の作成を行ったところです。今後のスケジュールとしましては、先ほどご審議いただきました、今後の使用料改定の結果をもとに、改めて今後の財政シミュレーションを作成いたします。

それとともに、経営戦略に記載します、「経費回収率向上に向けたロードマップ」におい

て、今後の使用料改定検討の時期、改定の時期などを記載いたします。

その他、各種経営指標の分析や、今後の下水道経営を取り巻く数値の推移等についても記載し、2月下旬までを目途に、「大磯町公共下水道事業経営戦略（令和8年度～令和17年度）【案】」を作成してまいります。

その後、3月初旬に本審議会委員の皆様に対し、文書にて、経営戦略の案に対するご意見の照会をさせていただきたいと思っております。

いただいたご意見に応じ、適宜修正等を行い、修正した改訂案についても、委員の皆様にごフィードバックさせていただく予定です。

この作業ののち、3月中旬までに、「大磯町公共下水道事業経営戦略（令和8年度～令和17年度）」を策定し、公表に向けての作業を進めてまいります。

また、3月の下旬に予定しております、次回の審議会において、経営戦略策定のご報告をさせていただく予定です。

説明は以上です。

議長

ただいま、事務局から「経営戦略改訂のスケジュールについて」の説明がありました。この内容について、ご質問等があればお願いします。

（質疑なし）

議長

それでは、今後事務局より送付される経営戦略の（案）について、ご確認いただき、ご意見をお寄せいただきたいと思います。

その他について、事務局いかがですか。

事務局

次回、審議会の日程についてご調整させていただきたいと思います。

本日、皆様からご提出いただきました日程調整表をもとに、より多くの皆様にご参加いただける日程を検討しましたところ、次回は、3月19日（木）午後1時30分から行う予定とさせていただきたいと思います。正式な開催通知につきましては、追ってお送りいたします。よろしく願いいたします。

議長

その他、何かございますか。

特にないようでしたら、本日の議事はすべて終了いたしました。これで議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局

大田会長、委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして「第72回大磯町下水道運営審議会」を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。